

機船船びき網漁業（さより船びき網漁業）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
さより船びき網漁業	伊勢湾	10月15日から 12月30日まで 及び 4月15日から 5月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	15トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	12 (6)	桑名郡木曾岬町、桑名市、津市（香良洲町を除く）、松阪市、多気郡明和町及び伊勢市に住所を有する漁業者又は漁業従事者
					8 (4)	四日市市及び鈴鹿市に住所を有する漁業者又は漁業従事者
					2 (1)	津市香良洲町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
	離島地区 1 松阪市松阪港東防波堤灯台と愛知県知多郡美浜町野間埼灯台を結んだ線以南の伊勢湾。 2 次のエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びエの点を順次に結んだ直線に囲まれた海域。 エ 北緯34度33分48秒東経137度16秒の点 オ 北緯34度30分41秒東経137度14分28秒の点 カ 北緯34度28分52秒東経137度11分50秒の点 キ 北緯34度28分52秒東経137度29分19秒の点 ク 北緯34度16分20秒東経137度29分19秒の点 ケ 北緯34度22分17秒東経137度5分43秒の点 コ 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点	12月15日から 5月31日まで			78 (39)	鳥羽市及び志摩市に住所を有する漁業者又は漁業従事者
三重共第41号共同漁業権漁場内	12月1日から 翌年 3月15日まで			鳥羽市に住所を有する漁業者又は漁業従事者及び菅島地区漁業権管理委員会が認めた者		

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は以下のとおりとする。

(1) 共同漁業権内のみを操業区域とするもの。

周年

(2) 上記以外の漁業種類

令和3年8月16日から同年8月30日まで

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

漁業種類	操業区域の条件	その他
さより船びき網漁業	(桑名郡木曾岬町、桑名市、津市(香良洲町を除く)、松阪市、多気郡明和町及び伊勢市) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 伊勢市宇治山田港北突堤灯台と愛知県知多郡南知多町尾張野島灯台を結んだ線以南の海域 2 最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域 3 三重共第25号及び同第31号共同漁業権漁場	1 日没から日の出までの間は操業してはならない。 2 1統当たり全長28メートルを超える網を使用して操業してはならない。 3 袋網の目合は、16節より小さいものを使用して操業してはならない。
	(四日市市及び鈴鹿市) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 伊勢市宇治山田港北突堤灯台と愛知県知多郡南知多町尾張野島灯台を結んだ線以南の海域 2 最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域(三重共第3号、同第4号及び同第5号共同漁業権漁場を除く。) 3 三重共第25号及び同第31号共同漁業権漁場	
	(津市香良洲町) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 伊勢市宇治山田港北突堤灯台と愛知県知多郡南知多町尾張野島灯台を結んだ線以南の海域 2 最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域(三重共第7号共同漁業権漁場を除く。) 3 三重共第25号及び同第31号共同漁業権漁場	
	(鳥羽市及び志摩市) 操業区域のうち、次に掲げる海域は除く。 ア 多気郡明和町大淀大淀港北防波堤灯台から鳥羽市神島町神島頂上を結んだ線以南の海域 イ 松阪市松阪港東防波堤灯台から多気郡明和町大淀大淀港北防波堤灯台に至る最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域 ウ 大築海島、小築海島及び神島の最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域	
	(共同漁業権内を操業区域とするもの) 定めず	